

違法駐車対策に関する留意事項について

令和3年3月31日
大通達甲（交指）第10号
交通部長から交通部各課・隊長、各警察署長宛て

（概要）

この通達は、違法駐車対策に関し「違法駐車対策全般について」、「放置駐車違反取締り一般について」、「放置違反金納付命令、督促、滞納処分」等について、必要な事項を定めたものである。